

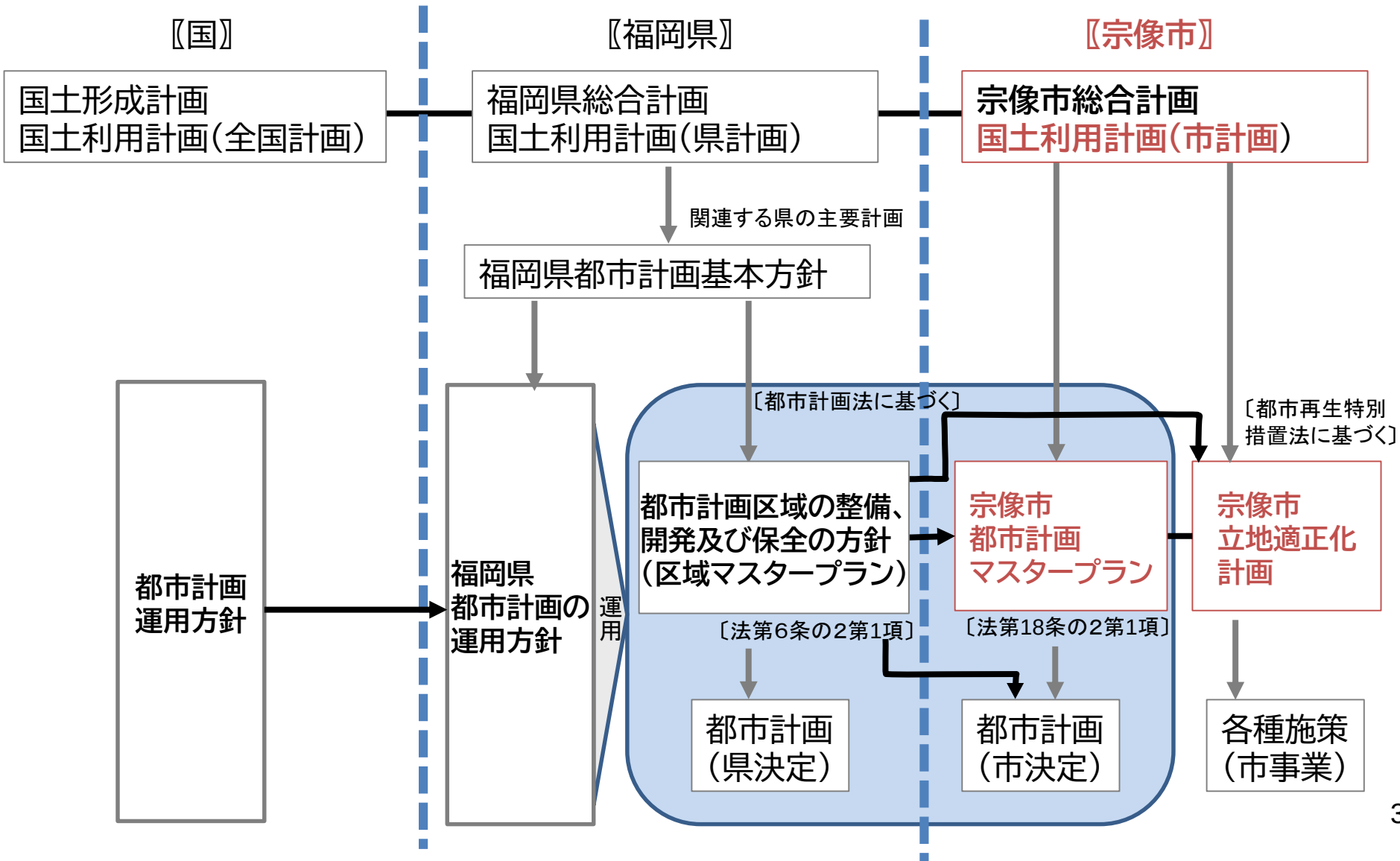
第1回 宗像市国土利用計画等審議会

令和5年3月20日（月）

都市整備部 都市計画課 都市計画係

1. 各計画の基本説明
2. これまでの都市計画の取り組み
3. 策定スケジュール
4. 「宗像市立地適正化計画」改定の方向性(案)
 - ・ 「防災指針」策定の方向性について
 - ・ マクロ分析について
 - ・ ミクロ分析について

計画の位置づけ



国土利用計画法

法第2条(基本理念)

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

国土利用計画

- ・国土利用計画法の基本理念に即して定める、国土全体に通じる総合的かつ基本的な国土利用に関する長期的な計画である。
- ・全国の区域について定める計画(全国計画)、都道府県の区域について定める計画(都道府県計画) 市町村の区域について定める計画(市町村計画)がある。

国土利用計画に定める内容

- ① 国土(市土)の利用に関する**基本構想**
- ② 国土(市土)の利用目的に応じた区分ごとの規模の**目標**及びその**地域別の概要**
- ③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

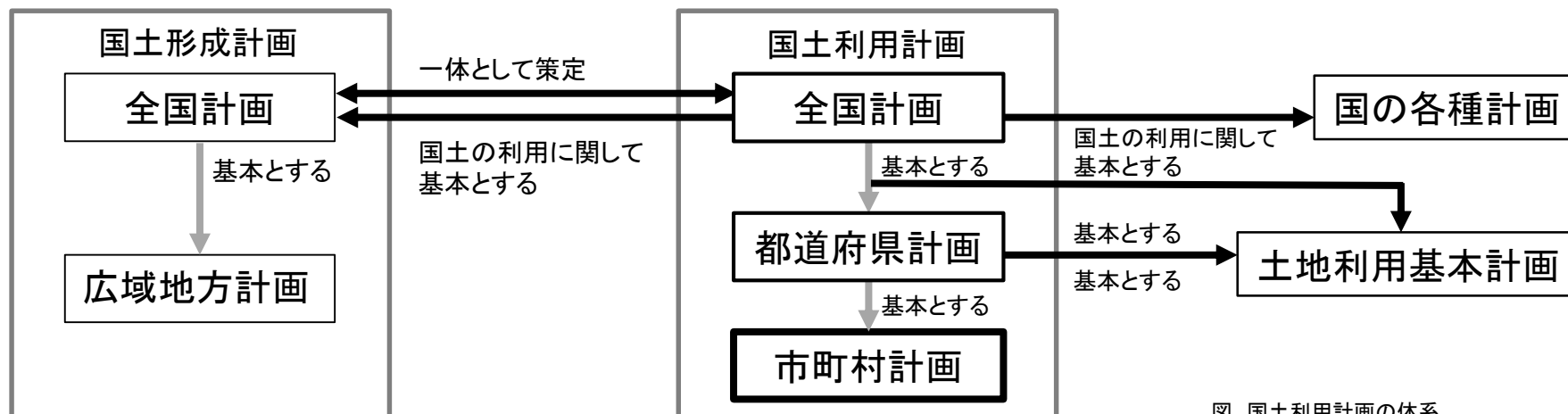


図 国土利用計画の体系

第2次宗像市国土利用計画

平成27年5月策定

1. 基本理念

- ・市土利用は、公共の福祉を優先しつつ、森林や農用地などの保全を十分に検討したうえで、慎重かつ計画的に行う。
- ・土地利用の転換にあたっては、長期的展望に基づき、豊かな自然環境と歴史・文化遺産の保全に配慮して計画的な調整を行い、魅力ある都市空間の形成に資する都市基盤及び生産基盤の確立と市土の均衡ある発展を図る合理的かつ効率的な土地利用を推進する。

2. 基本方針

- ① 自然環境、生産環境の総合的な保全・活用
- ② 地域特性が見える拠点等の整備
- ③ 拠点等の機能強化と連携した産業用地の確保
- ④ 安心して住み続けられる住宅地の保全・再生
- ⑤ 地域資源の活用と維持・管理活動の促進

3. 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 目標年次：令和7年(基準年次:平成22年)
- 人口の想定：第2次宗像市総合計画に即し96,000人
- 農用地：2,360ha ⇒ 2,317ha(43ha減)
森林：4,732ha ⇒ 4,698ha(34ha減)
宅地：1,613ha ⇒ 1,674ha(61ha増)

4. 3. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- ① 土地利用に関する法律等の適正な運用
- ② 地域整備施策の推進
- ③ 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保
- ④ 土地利用の転換の適正化及び有効活用の促進
- ⑤ 協働による土地の維持管理の促進
- ⑥ 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発
- ⑦ 計画の推進

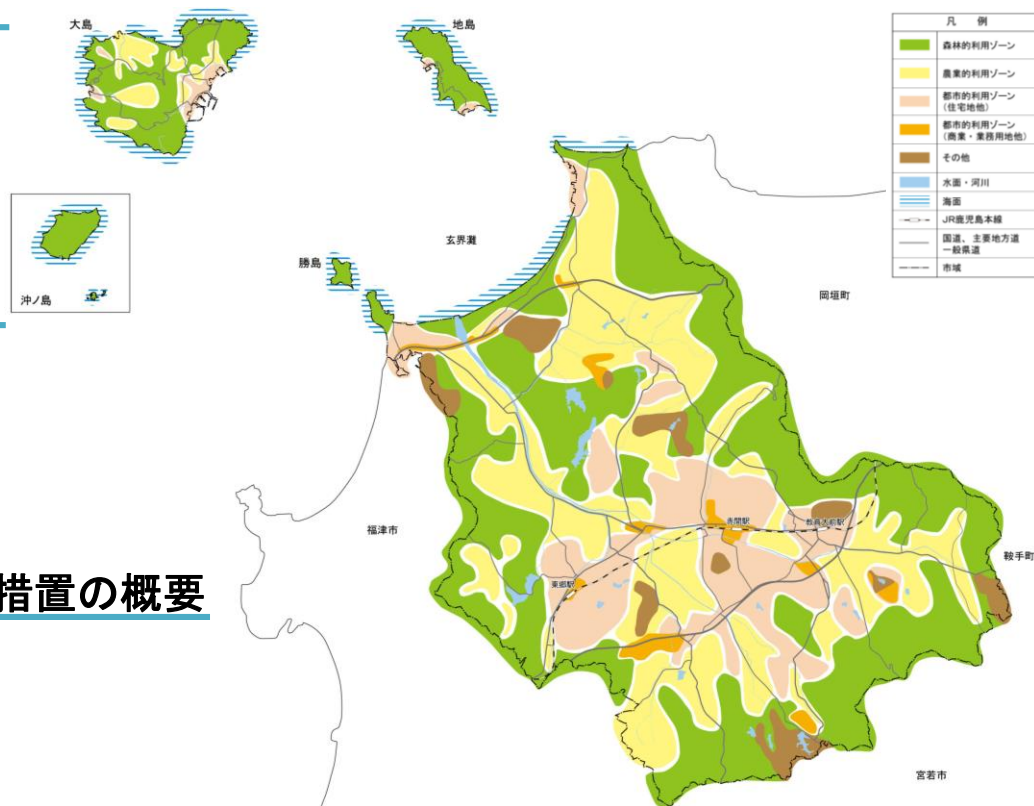


図 宗像市土地利用構想図

都市計画マスタープラン

- ・都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。
- ・市町村が定める「基本構想(総合計画)」、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものとするとともに、市町村が定める国土利用計画にも即したものとすることが望ましい。

都市計画マスタープランに定める内容

法的に規定はないが、一般的には次の項目を含む

- ① 当該市町村の**まちづくりの理念**や**都市計画の目標**
- ② **全体構想**（目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等）
- ③ **地域別構想**（あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策）

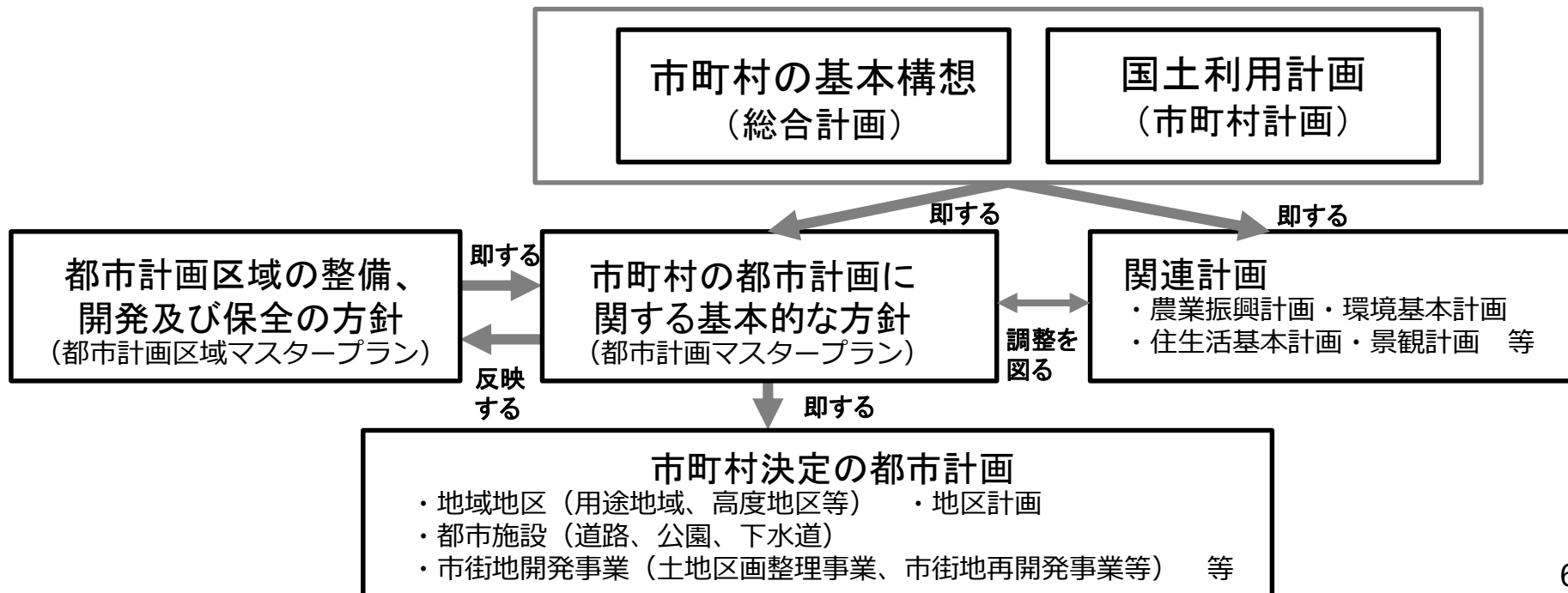


図 都市計画マスタープランの体系

1. 各計画の基本説明

第2次宗像市都市計画マスタープラン

平成27年5月策定

1. 計画の前提

- 対象区域：離島が都市計画区域外であるが、総合的・一体的な都市づくりを進めていくため、宗像市全域とする
- 目標年次：令和7年(2025年)
- 将来の目標人口：第2次宗像市総合計画に即し96,000人

2. 都市づくりの課題

社会情勢等から見た基本的な課題	①人口減少への対応：持続可能な都市構造の形成 ②地球環境問題への配慮：環境負荷の少ない循環型の都市づくり ③少子高齢社会への対応：人にやさしい安全・安心の環境づくり ④成熟した都市社会への対応：都市の個性と魅力の創出
本市における都市づくりの課題	①自然環境の保全・活用 ②市街地や集落などの計画的な整備と都市としての魅力・活力づくり ③交通ネットワークなど都市施設の機能強化と計画的な維持管理 ④魅力ある都市景観、都市環境の形成 ⑤協働による都市づくり・地域づくりの推進

3. 都市づくりの理念

3つの視点

自然、歴史などの環境と共生し、持続的発展が可能な都市づくり

量的な拡大より既存ストックを有効に活用し、質を高めることにより、市民誰もが暮らしやすい都市づくり

人と人の連携を強め、地域コミュニティのある自立した都市づくり

基本理念『宗像版集約型都市構造の形成』

4. 目指すべき都市の将来像

将来都市像『コンパクトで魅力的な都市がネットワークする生活交流都市』

- ①自然、歴史など環境と共生する都市
- ②誰もが住み続けられる人にやさしい都市
- ③暮らしや文化を豊かにする拠点のある都市
- ④観光交流ネットワークを育む都市
- ⑤多様な主体と連携を育む協働の都市

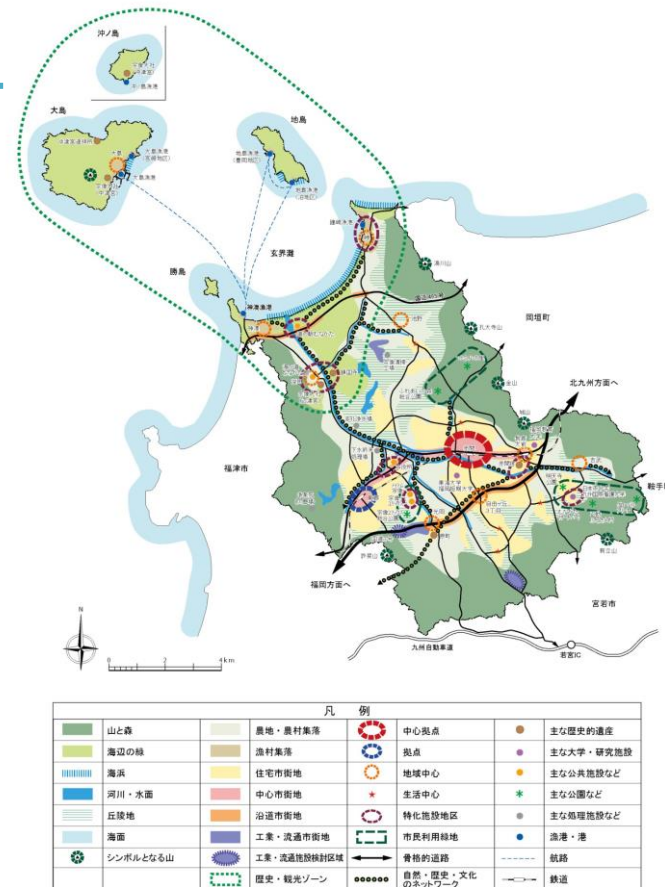


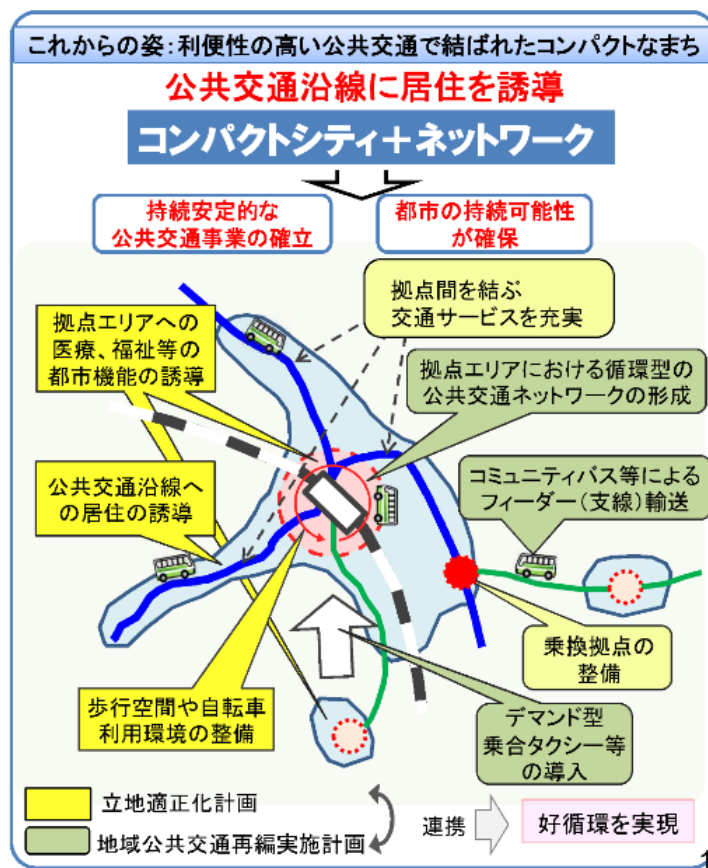
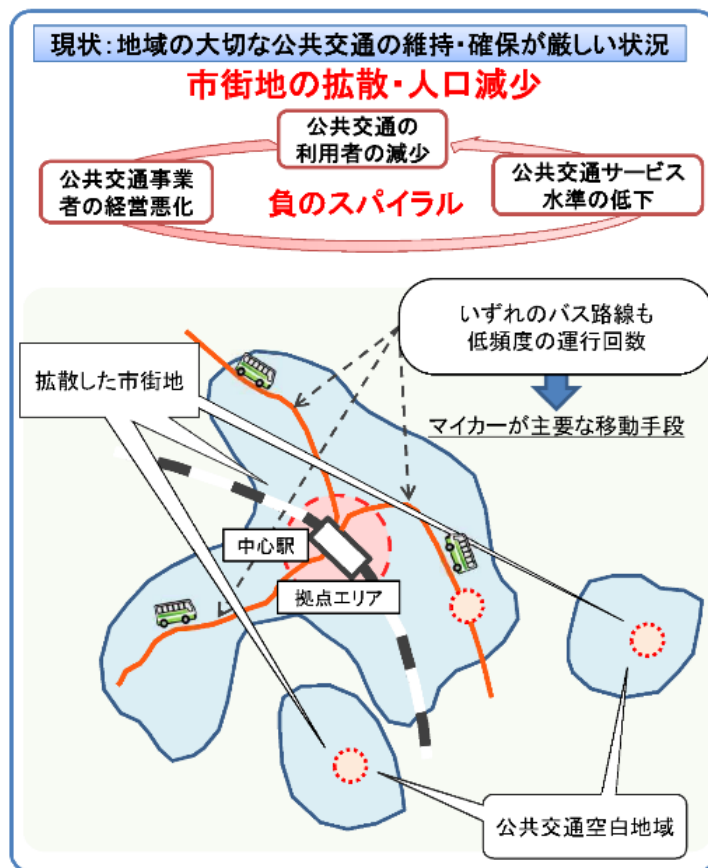
図 全体構想

立地適正化計画

・都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するもの。(市町村マスタープランの高度化版)

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること



1. 各計画の基本説明

宗像市立地適正化計画

平成30年4月策定

1. 計画の前提

- 位置づけ：都市計画区域マスタープラン、第二次宗像市総合計画等に即し第2次宗像市都市計画マスタープランと調和を保って策定
- 対象区域：都市計画区域(都市再生特別措置法第81条)
- 目標年次：令和17年

2. 都市づくりの基本方針

都市計画マスタープランの基本理念と都市構造の形成方針を踏まえ、立地の適正化をはかるため、都市機能の集積、居住の誘導、公共交通の充実に関する基本的な方針と目指すべき都市の骨格構造を定める

基本理念『宗像版集約型都市構造の形成』

将来都市像

『コンパクトで魅力的な都市がネットワークする生活交流都市』

3. 都市機能誘導区域

- ・都市機能を拠点に集約し、各都市機能によるサービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設	①商業機能	⑤金融機能
	②医療機能	⑥行政機能
	③介護福祉機能	⑦教育・文化機能
	④子育て機能	

4. 居住誘導区域

- ・一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域

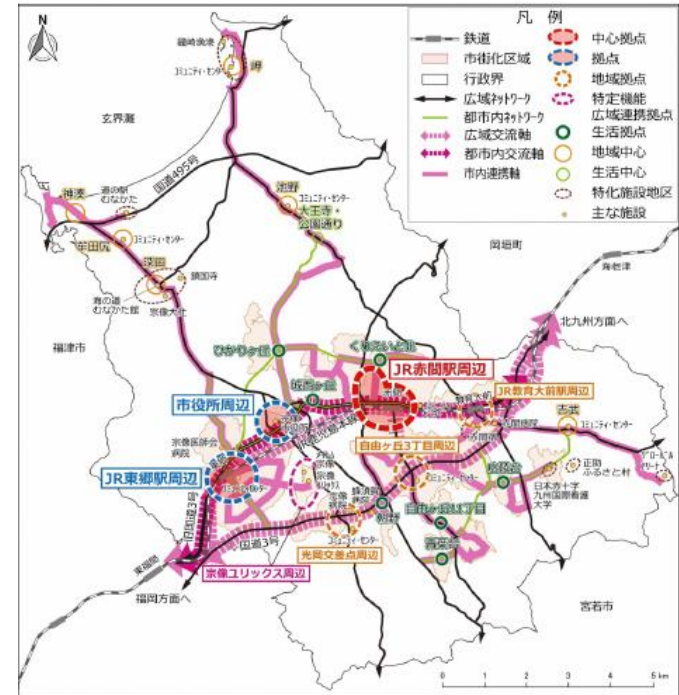


図 都市の骨格構造

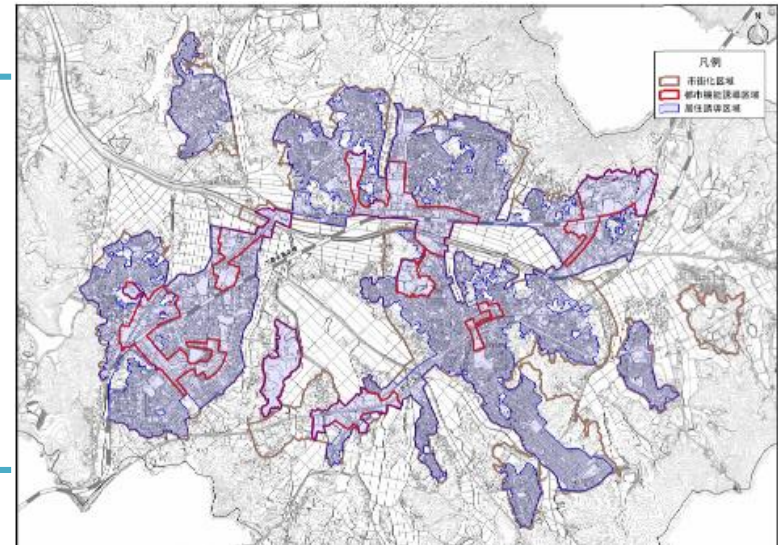


図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

2. これまでの都市計画の取り組み

年	宗像市都市計画の変遷	宗像市の動き
2013(H25)	・玄海地域(離島を除く)を都市計画区域(市街化調整区域)に編入 ・地区計画の決定(9地区)	
2012(H26)	・地区計画の変更(荒開) ・地区計画の決定(原町)	
2015(H27)	・第2次宗像市国土利用計画の策定 ・第2次宗像市都市計画マスタープランの策定 ・地区計画の変更(東海大学)	・第2次宗像市総合計画の策定 ・屋外広告物条例の制定
2016(H28)	・地区計画の変更(田熊) ・地区計画の決定(三倉)	
2017(H29)	・都市計画区域の変更(福岡広域都市計画区域に統合) ・線引き見直し(既成市街地編入、境界明確化) ・用途地域の変更(線引き見直しに伴う) ・地区計画の決定(グローバルアリーナ、東郷一丁目) ・地区計画の変更(名称変更)(28地区) ・地区計画の変更(エコパーク、野坂、久原)	・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界文化遺産に登録
2018(H30)	・宗像市立地適正化計画の策定 ・地区計画の変更(7地区)	・宗像市歴史的風致維持向上計画の認定
2019(R1)		
2020(R2)	・地区計画の決定(日の里東)	・団地再生プロジェクト「さとづくり48」始動
2021(R3)	・地区計画の変更(広陵台)	
2022(R4)	・宗像市立地適正化計画の見直し開始	・宗像市下水道ビジョン【基本構想】の策定 ・雨に強いまちづくりビジョンの策定中(～R5)

3. 策定スケジュール

	R4年度	R5年度				R6年度			
国土利用計画		 ・将来の土地利用							
都市計画マスタープラン		 ・分野別都市形成							
立地適正化計画	 ・防災指針の追記				 ・誘導区域、誘導施設の見直し				
庁内検討委員会	★	★	★			★	★		★
国土利用計画等 審議会	★	★		★		★	★		★
パブリックコメント								★	
都市計画審議会								★	★

国・福岡県の各計画改定スケジュール

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
国	第6次全国計画			
県		第5次福岡県国土利用計画		
	都市計画基本方針・都市計画の運用方針・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			

今回審議会での審議事項

■ 「防災指針」策定の方方向性

- ・ 宗像市における防災指針の方針について
- ・ 防災指針策定の流れについて

■ マクロ分析(市域全域)

- ・ 整理した災害ハザード情報について
- ・ マクロ分析の結果について

■ ミクロ分析(地区ごと)

- ・ ハザード情報と重ねあわせる情報(都市の情報等)について
- ・ 分析の視点について
- ・ ミクロ分析の結果について

都市計画法・都市再生特別措置法の改正(令和2年6月)

背景

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

法改正の概要

【安全なまちづくり】

○災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- ▶ 開発許可制度の見直し
- ▶ 住宅等の開発に対する勧告・公表

○災害ハザードエリアからの移転の促進

- ▶ 市町村による移転計画制度の創設

○災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- ▶ 立地適正化計画の居住誘導区域から**災害レッドゾーンを原則除外**
- ▶ 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- 災害情報の収集・整理
- リスク分析(マクロ・ミクロ)
- 課題の整理

- 具体的な取組、スケジュールの設定
- 目標値の設定

施設名		豊田市内に 面する 区域	施設稼働の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
水環境整備 （水質改善）	河川整備 （大沼川）	市全域	→		
	河川整備 （中・小沼川）	市全域	→		
	遊歩道の設置 （新大沼公園等）	居住誘導区 域内	→		
	遊歩道の整備	居住誘導区 域内	→		
	排水ポンプ整備	居住誘導区 域内	→		
	雨水対策 （雨水流入、汚濁対策）	居住誘導区 域内	→		
	宅地の雨水対策	居住誘導区 域内	→		

4. 「宗像市立地適正化計画」改定の方向性(案)

本市における防災指針の方針

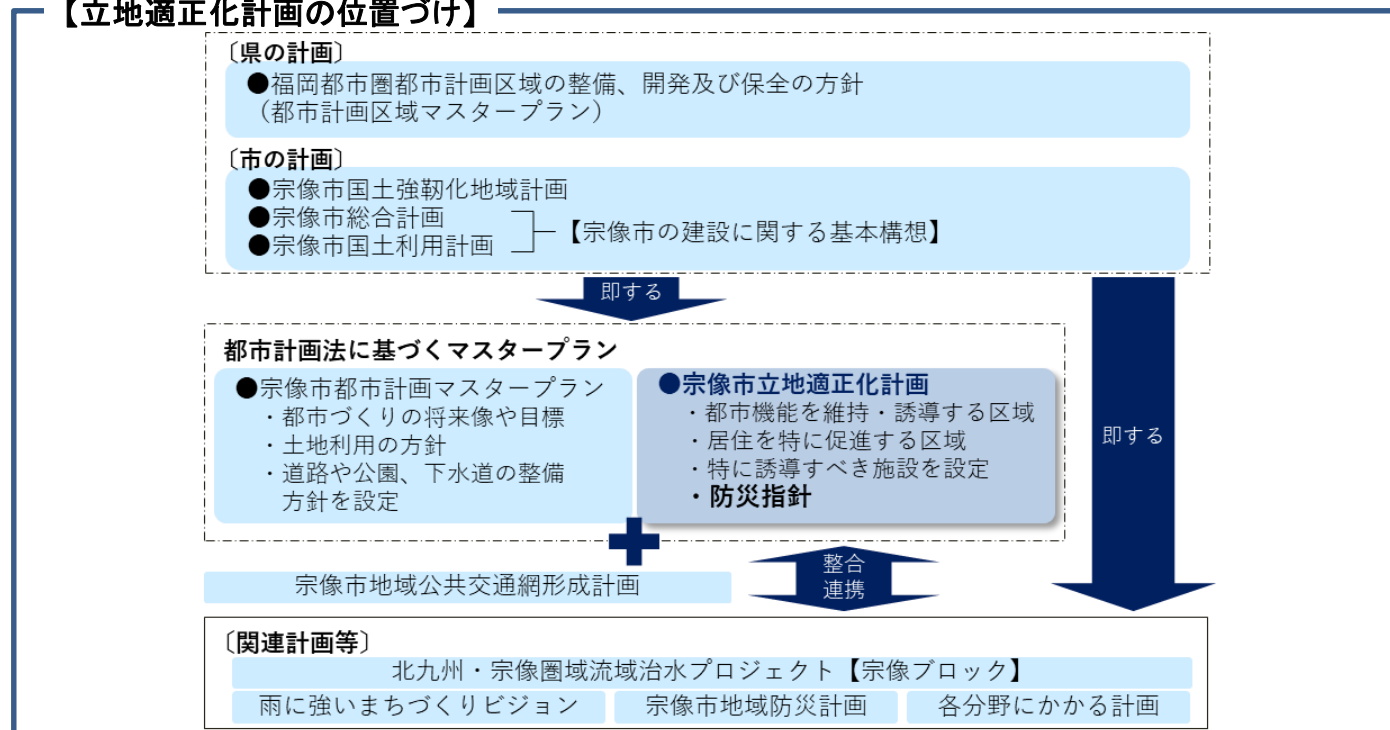
(立地適正化計画 防災指針(案) P.1-1～1-2)

防災指針は、居住誘導区域や都市機能誘導区域内での都市の防災機能の確保に関する方向性を位置づけるものであるが、本市は居住誘導区域外や市街化調整区域においても多数の集落があり、大雨などの災害に対するリスクが指摘されている。

居住誘導区域外に居住する住民の安全性も確保することが重要

- 本防災指針では、宗像市全域を対象として地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野の取組を明示する。
- 防災指針の策定にあたっては、地域防災計画等の各種計画や「流域治水」の考え方も踏まえ、地域の特性を考慮して策定する。

【立地適正化計画の位置づけ】

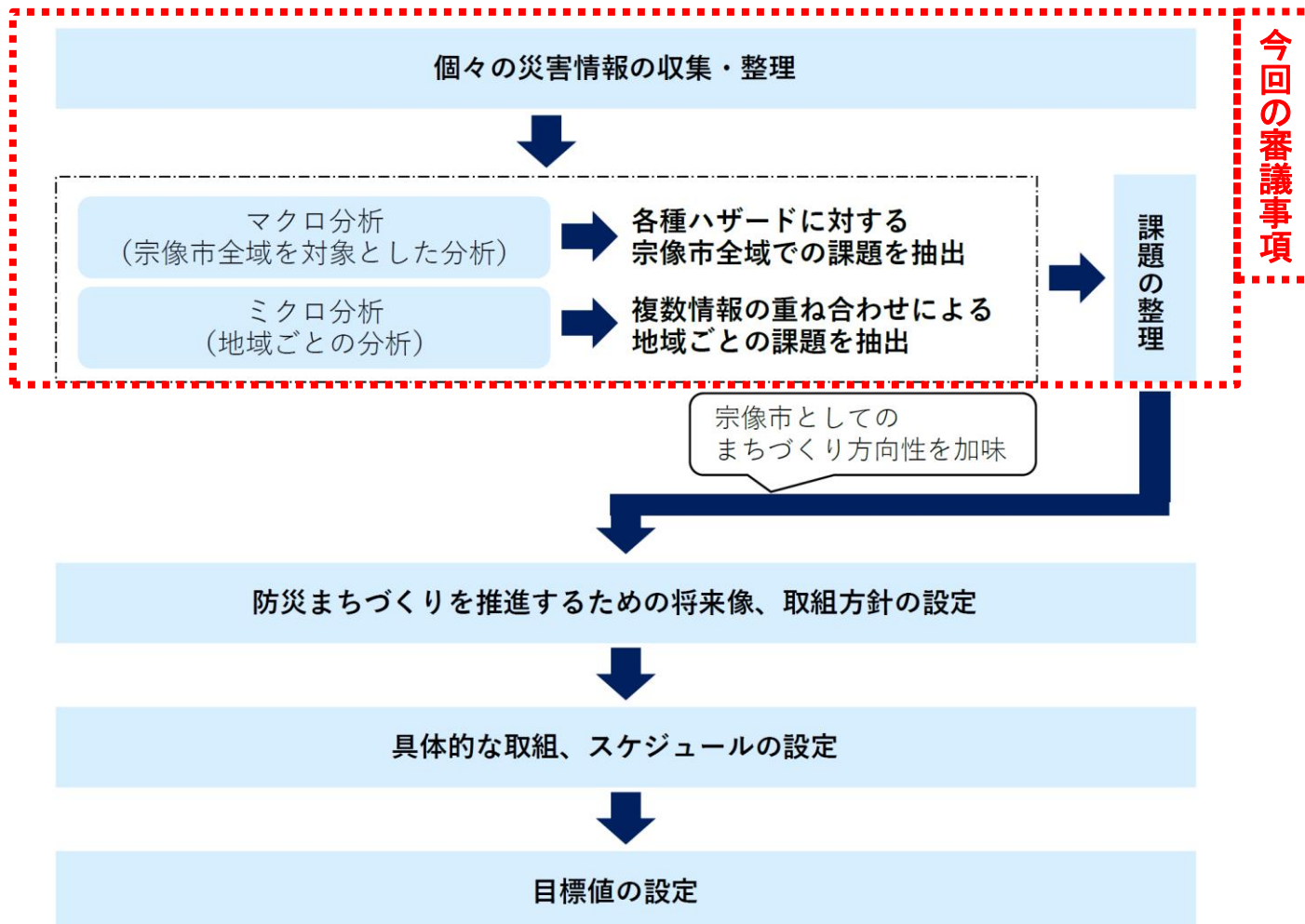


防災指針策定の流れ

(立地適正化計画 防災指針(案) P.1-3)

災害情報を収集・整理し、宗像市全域を対象としたマクロ分析、地域ごとに課題を抽出するミクロ分析を実施し、課題を地図上に示すことで災害リスクの見える化と課題の整理を行う。

その課題に対して、宗像市のまちづくりの方角性を踏まえ、防災まちづくりの将来像や災害リスクを低減・回避するための取組方角を設定し、さらに取組方角に対する具体的な取組やスケジュールを設定する。



4. 「宗像市立地適正化計画」改定の方向性(案)

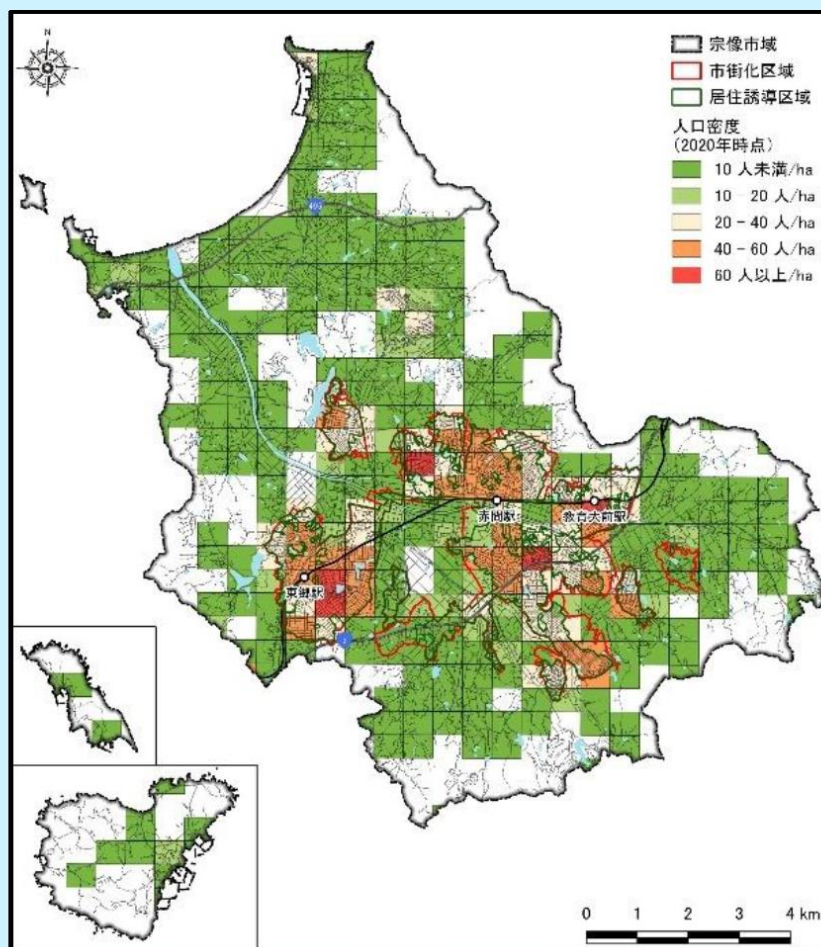
マクロ分析(市域全域)

(立地適正化計画 防災指針(案) P.2-1)

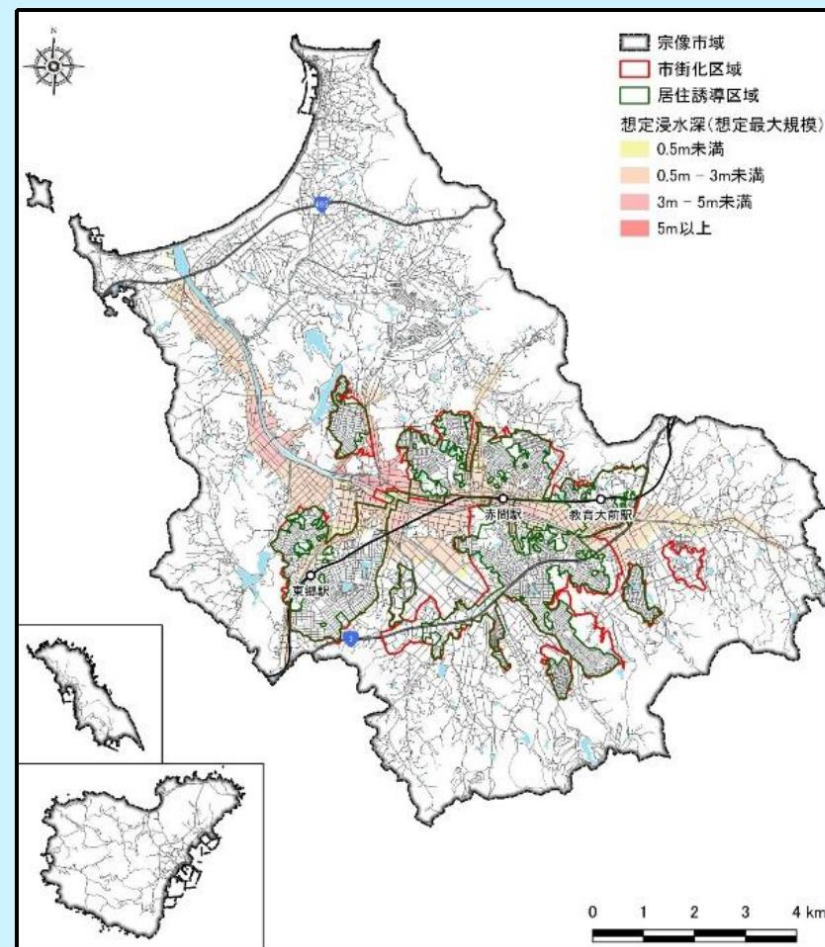
各種ハザード区域の指定状況と人口・建物立地状況を重ね合わせ、市全体の傾向を整理する

【マクロ分析のイメージ】

人口メッシュ分布図 (500m)



浸水想定区域図 (想定最大規模)



4. 「宗像市立地適正化計画」改定の方方向性(案)

マクロ分析(市域全域)

(立地適正化計画 防災指針(案) P.2-2~2-6)

【ハザード情報の収集・整理】

福岡県や宗像市が公表している情報をもとに整理

①災害イエローゾーン

住民等の生命や身体に危害が生じる恐れがある区域
(建築・開発行為等の規制なし)

- ・洪水浸水想定区域
(計画規模・想定最大規模・浸水継続時間)
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)
- ・内水浸水想定区域
- ・ため池浸水想定区域
- ・高潮浸水想定区域
- ・津波浸水想定区域
- ・土砂災害警戒区域

災害の種類	ハザード情報	備考
洪水	洪水浸水想定区域(計画規模) ●堤防が決壊し、河川が氾濫した際に浸水する可能性のある区域 ※比較的高い頻度で発生する大雨を想定	・計画規模(1/50) 50年に1回程度の規模 [対象となる河川と算出条件] ・釣川、八並川、山田川 (流域24時間総雨量 245mm)
	洪水浸水想定区域(想定最大規模) ●堤防が決壊し、河川が氾濫した際に浸水する可能性のある区域 ※想定しうる最大規模の大雨を想定	・想定最大規模(1/1000) 1000年に1回程度の規模 [対象となる河川と算出条件] ・釣川、八並川、山田川 (流域6時間総雨量 543mm) ・樽見川、吉田川、阿久住川、四十里川、横山川、大井川、高瀬川、朝町川 (流域24時間総雨量 992mm)
	洪水浸水想定区域(浸水継続時間) ●河川が氾濫し、一定の浸水深*に達してからその浸水深を下回るまでの時間	・想定最大規模(1/1000) 1000年に1回程度の規模 ※福岡県では0.5m(歩行が困難となり屋外への避難ができず、孤立する可能性がある浸水深)
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) ●堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力で木造家屋が倒壊、流失する可能性のある区域	・想定最大規模(1/1000) 1000年に1回程度の規模

②災害レッドゾーン

住民等の生命や身体に著しい危害が生じる恐れのある区域
(建築・開発行為等の規制あり)

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

災害の種類	ハザード情報	備考
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 ●山やけが崩れ、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れることで、家屋が倒壊する可能性のある区域	土砂災害の種類 ・土石流 山腹が崩壊して生じた土石流または渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
	急傾斜地崩壊危険区域 ●崩壊する恐れのある急傾斜地(高さ5m以上、傾斜度が30度以上の土地)で、崩壊によって周辺の居住者に被害の恐れがある区域	・急傾斜地の崩壊 傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

③その他

①②以外の危険性のある区域等

- ・地震
- ・大規模盛土造成地の滑動崩落
- ・要配慮者利用施設

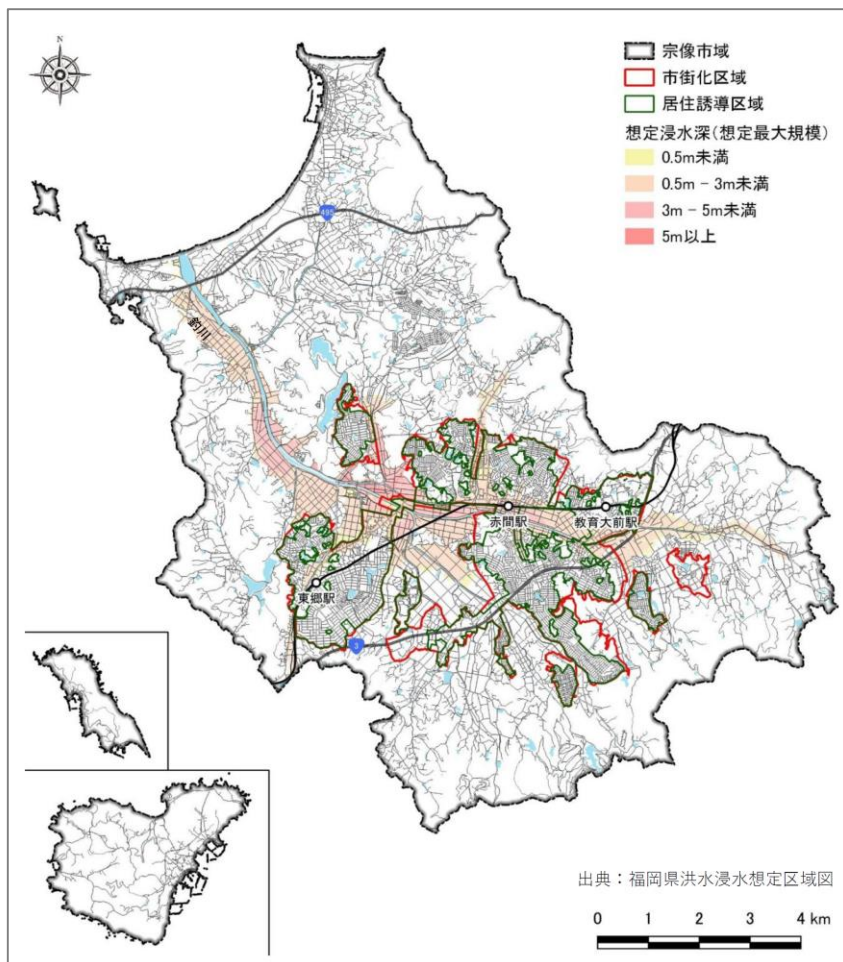
災害の種類	ハザード情報	備考
地震	震度想定 宗像市内で発生しうる最大規模の地震によって想定されている震度分布	・西山断層帯地震を想定
大規模盛土造成地の滑動崩落	大規模盛土造成地 ・谷埋め型大規模盛土造成地 盛土の面積が3,000㎡以上	大規模盛土の滑動崩落イメージ ・谷埋め型 地震時に宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として、盛土造成地全体、または、大部分が斜面下部方向へ移動する
	・腹付け型大規模盛土造成地 盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上	・腹付け型 地震時に盛土造成地全体、または、大部分が斜面下部方向へ移動する
施設の内容		備考
要配慮者利用施設	要配慮者利用施設 幼稚園、高齢者福祉施設、病院など主として防災上の配慮を要する人が利用する施設	

4.「宗像市立地適正化計画」改定の方向性(案)

マクロ分析(市域全域)

【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】(立地適正化計画 防災指針(案) P.2-10~2-12)

洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、概ね1000年に一度の確率で発生しうる大雨によって、堤防の決壊等により河川から水があふれた場合に、その氾濫水によって浸水が想定される範囲の浸水深を示すもの



		想定浸水深 (m)				
		0.5m 未満	0.5～3m	3～5m	5m 以上	合計
浸水想定面積 (ha)	市域全域	115.3ha (1.0%)	720.5ha (6.0%)	181.1ha (1.5%)	17.0ha (0.1%)	1033.9ha (8.6%)
	市街化区域	34.0ha (1.8%)	226.8ha (12.1%)	33.9ha (1.8%)	0.8ha (0.0%)	295.5ha (15.7%)
	居住誘導区域	29.2ha (2.0%)	157.1ha (10.8%)	12.8ha (0.9%)	0.3ha (0.0%)	199.4ha (13.7%)
2020年 居住人口	市域全域	1,529人 (1.6%)	9,378人 (9.7%)	794人 (0.8%)	9人 (0.0%)	11,710人 (12.1%)
	市街化区域	1,206人 (1.5%)	7,878人 (10.1%)	642人 (0.8%)	4人 (0.0%)	9,730人 (12.4%)
	居住誘導区域	1,118人 (1.5%)	7,366人 (10.0%)	515人 (0.7%)	0人 (0.0%)	8,999人 (12.2%)
2020年 要配慮者人口	市域全域	562人 (1.5%)	3,412人 (9.1%)	263人 (0.7%)	3人 (0.0%)	4,240人 (11.3%)
	市街化区域	416人 (1.4%)	2,777人 (9.4%)	210人 (0.7%)	1人 (0.0%)	3,404人 (11.5%)
	居住誘導区域	385人 (1.4%)	2,605人 (9.3%)	166人 (0.6%)	0人 (0.0%)	3,106人 (11.3%)

■主に農地として利用されている箇所において最大で5m以上の浸水が想定されている。

■居住誘導区域内においては、旧国道3号沿線及び赤間駅周辺において最大5m未満の浸水が想定されている。

■市街化区域の12%程度、居住誘導区域の11%程度が浸水深0.5～3mの箇所に含まれる。

■人口動向を見ると、浸水深が0.5～3mの箇所に概ね10%程度の人が居住している。

4.「宗像市立地適正化計画」改定の方方向性(案)

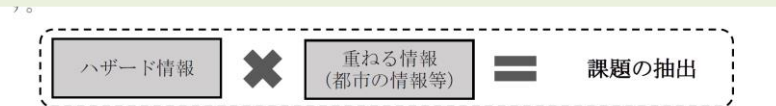
ミクロ分析(地区ごと)

(立地適正化計画 防災指針(案) P.2-30~2-32)

公表されているハザード情報と、建物の立地状況等の都市の情報を重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定しうる課題を抽出する

【重ね合わせる情報の整理】

ハザード情報と重ねる都市の情報、分析の視点について整理



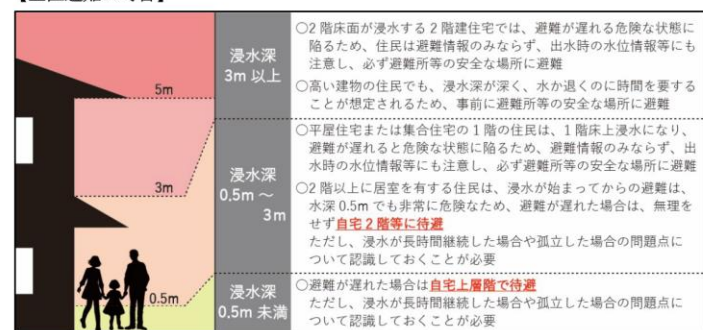
【重ねる情報と分析の視点】

ハザード情報	重ねる情報 (都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域 (洪水、内水、 ため池、高潮)	建物階数の状況	浸水の被害を受ける建物について、垂直避難が可能かを把握
	避難所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に避難所があるかを把握
	要配慮者利用施設の 立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	主要公共施設の 立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に指令拠点としての機能を担う施設があるかを把握
	道路の状況	浸水被害の影響を受ける道路やアンダーパスがあるか、周囲に迂回機能があるかを把握
浸水想定区域 (津波)	建物の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に避難所があるかを把握
	避難所の立地状況	
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸浸食)	建物の立地状況	氾濫流や河岸浸食により、建物や要配慮者利用施設が倒壊、流失する危険性がないかを把握
	要配慮者利用施設の 立地状況	
土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域	建物の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	要配慮者利用施設の 立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	道路の状況	土砂災害により寸断される可能性のある道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握

【浸水による危険性の整理】

垂直避難の可否や機能不全の危険性について、公表されている情報に基づき整理

【垂直避難の可否】



出典：国土交通省資料を基に作成

【要配慮者利用施設の機能に支障をきたす浸水深】

浸水深	被害の内容
0.3m 以上	○自動車(救急車)が走行困難となる
0.5m 以上	○徒歩による移動が困難となる ○床上浸水が発生する
0.7m 以上	○コンセントに浸水し停電する(医療用電子機器が使用困難となる)

出典：水害の被害指標分析の手引き(平成25年試行版)

【自動車の運行に支障をきたす浸水深】

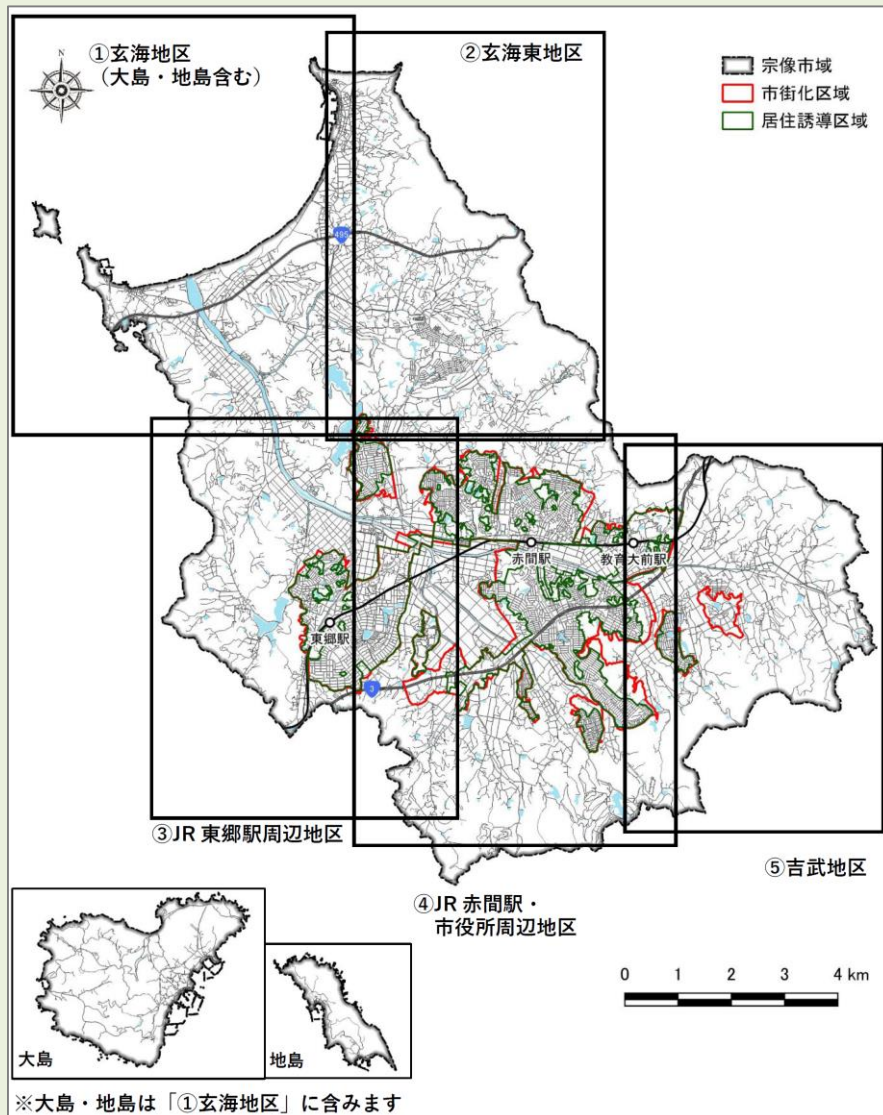
浸水深	被害の内容
0.1m 以上	○乗用車のブレーキの効きが悪くなる
0.2m 以上	○道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
0.3m 以上	○自治体のバス運行停止基準 ○乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水する
0.6m 以上	○JAFの実験でセダン、SUVともに走行不可となる

出典：水害の被害指標分析の手引き(平成25年試行版)

4. 「宗像市立地適正化計画」改定の方方向性(案)

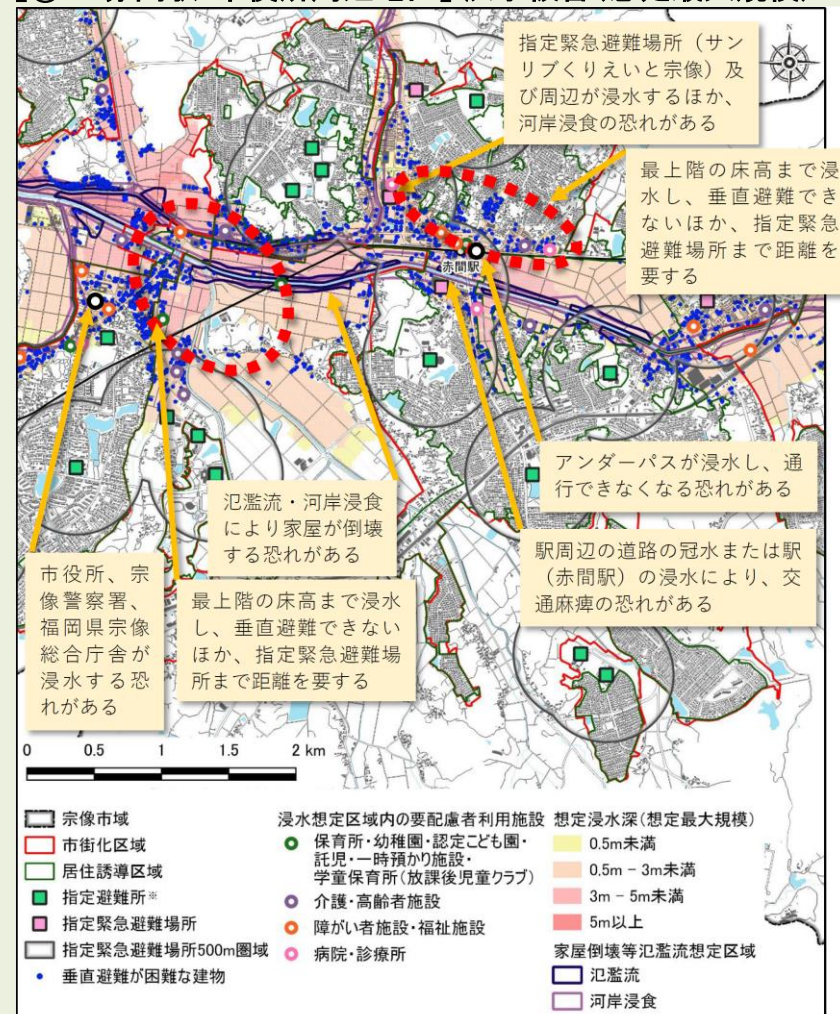
ミクロ分析(地区ごと)

市全域を5地区に区分し、各分析の視点で課題を整理



(立地適正化計画 防災指針(案) P.2-33)

【④JR赤間駅・市役所周辺地区】洪水被害(想定最大規模)



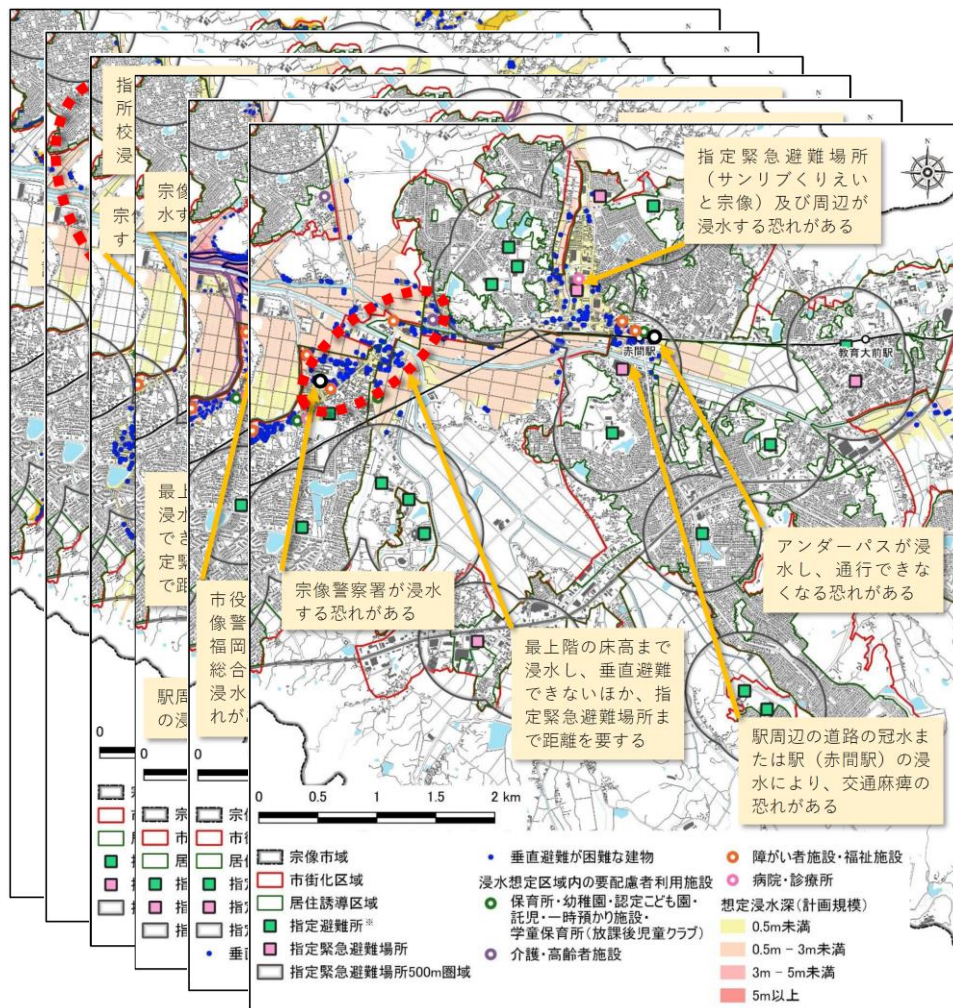
洪水想定区域内に要配慮者利用施設が立地している

(立地適正化計画 防災指針(案) P.2-58)

宗像市

地区ごとに各ハザードについてリスク分析を実施し、課題を整理する

【④JR赤間駅・市役所周辺地区】（立地適正化計画 防災指針(案) P.2-57～2-63）



課題の整理

課題	ハザード						
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害
指定緊急避難場所（サンリブくりえいと宗像）及び周辺が浸水する恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
指定緊急避難場所（サンリブくりえいと宗像）が河岸浸食により倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
指定緊急避難場所（河東小学校）及び周辺が浸水する恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
宗像警察署が浸水する恐れがある	○	○	○	○	—	—	—
市役所、福岡県宗像総合庁舎が浸水する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで距離を要する	○	○	○	○	○	—	—
駅周辺の道路の冠水または駅（赤間駅）の浸水により、交通麻痺の恐れ	○	○	○	—	—	—	—
アンダーパスが浸水し、通行できなくなる恐れがある	○	○	○	—	—	—	—
近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	○	○	○	○	○	—	○
氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域内に存在している	—	—	—	—	—	—	○

災害リスクの見える化